

**社会福祉施設キャリアアップ事業補助金に係る
協議書提出の際における注意事項**

別紙 1

■ 令和6年度の補助について

★令和6年度キャリアアップ事業補助金は「1職員の業務上必要な専門資格の取得」のみを補助対象とし、「2基幹職員の養成・職員のスキルアップ」「3その他知事が適当と認めるキャリアアップ事業」は補助対象外とします。

- ・補助の対象となる資格については「社会福祉施設キャリアアップ事業事務取扱要領」の「3補助事業」に列記されているものが原則となりますので、必ず確認してください。
- ・入学選考料、振込手数料、通学交通費、受験料などは、補助の対象外です。

■ 協議について

- ・今回の協議では、全体の補助予定額が予算の範囲内に収まるかを確認します。
- ・**協議の段階で予算の範囲を超えた場合、満額の補助ができないことがあります。**
(施設種別によって減額の割合が異なる場合があります。)
- ・複数の種別の施設を経営する法人は、系列のどの施設が補助対象になるかについて、埼玉県ホームページにて「キャリアアップ事業補助金交付要綱」別表1をご覧ください。
- ・法人が補助の対象施設と対象外施設の両方を経営している場合に、後者の職員を協議に含めることはできません。例えば、通所施設、グループホーム、地域密着型特養等は対象外です。

■ 提出書類について

提出書類に記入する代表者名は法人の代表者としてください。書類への押印は不要です。
メールには、ご担当者様のお名前と電話番号を記載してください。
郵送の場合は、ご担当者様のお名刺（法人又は施設の名称が入ったもの）を添付してください。

■ 補助対象外の施設について

- ・政令指定都市及び中核市に所在する施設は補助対象外となります。
- ・例外として、乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設については中核市に所在する施設も補助対象とします。

■ 補助対象外の研修について

- ・研修費用の支出先が申請法人となる研修
キャリアアップ事業補助金は、社会福祉施設（法人）に生じた人材育成のための負担を補助する目的の制度のため。
- ・国や自治体が開催（委託）する研修、及び他の補助金の対象となる研修
公費の二重支給となるため。
- ・埼玉県社会福祉協議会が開催する研修

埼玉県社会福祉協議会に公費が投入されており、公費の二重支給となるため。
上記の研修以外でも、協議の状況等によって補助対象外となる場合があります。

■ **他課が補助する研修（キャリアアップ事業補助金の対象外）のお問い合わせ先について**

- ・介護保険法の指定を受けた事業所における 介護福祉士初任者研修及び介護福祉士実務者研修 → 高齢者福祉課 介護人材担当（048-830-3232）
- ・保育所及び認定こども園における 幼稚園教諭免許状
→ 義務教育指導課 学びの支援担当（048-830-6783）